

## 国立公園の公園計画って何？

国立公園とは、日本を代表する傑出した自然の風景地として、自然公園法に基づいて国（環境大臣）が指定するもので、現在全国で34箇所あります。

国立公園では、その豊かな自然を守るとともに、感動や安らぎを与える自然とのふれあいの場となるよう、公園計画が定められています。公園計画には、規制の強弱を示す保護規制計画と利用施設の配置等を決める利用施設計画があります。

### 上信越高原国立公園

昭和24年9月7日に指定。群馬県（上野）、長野県（信濃）、新潟県（越後）の県境にそびえる2,000m級の山々を中心とした、高原、火山、温泉地などからなる我が国を代表する傑出した自然の風景地。

## みなさまへのお願い…優れた自然を後世に引き継ぐために

国立公園内では、自然の風景に影響を及ぼす行為は、自然公園法によって規制されています。以下に掲げるような行為を行う場合には、事前に環境大臣または長野県知事への手続きが必要となりますので、下記問い合わせ先までご相談下さい。

- 木竹の伐採
- 屋根、壁面等の色彩の変更
- 工作物(建物等)の新築、改築、増築
- 土石の採取
- 土地の開墾、土地の形状変更
- 屋外での土石等の集積、貯蔵
- 広告物の設置
- 高山植物等の採取、損傷
- 河川、湖沼等の水位、水量を増減させる行為



### 乗入れ規制地区

自然環境の優れた地域でのスノーモービルやオフロード車などの無秩序な使用は、自然環境に悪影響を与えることから、特別保護地区や乗入れ規制地区では、これらの使用は禁止・規制されています。

志賀高原地域では、北ドブ湿原周辺から毛無山にかけての稜線付近を、希少な湿原植物や猛禽類の生育、生息環境を保護するために、主にスノーモービルを対象とした乗入れ規制地区に指定しました。規制期間は毎年11月30日から6月1日までです。



北ドブ湿原のお花畑



バックカントリースキー



大倉新道のニリンソウ

お問い合わせ先

### ◎信越自然環境事務所

〒380-0846 長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎  
TEL 026-231-6570 FAX 026-235-1226

### ◎志賀高原自然保護官事務所

〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町大字平穂7148  
TEL 0269-34-2104 FAX 0269-34-3828

## 今年の上信越高原国立公園指定70周年です

# 上信越高原国立公園 公園計画変更のお知らせ

環境省では、昭和24年(1949年)に上信越高原国立公園を指定して以来公園計画の全般的な見直しが行われていなかった志賀高原地域について、自然的、社会的状況の変化を踏まえた抜本的な見直しを行い、平成31年1月31日付けで公園計画を変更しました。

### 志賀高原地域

志賀高原地域は長野県北東部の野沢温泉村、栄村、木島平村及び山ノ内町にまたがり、笠ヶ岳や岩菅山等に代表される、2,000m級の山々と雑魚川や魚野川に育まれた原生的な自然環境を有する自然豊かな地域です。

### 変更のポイント

保護規制を強化するとともに、適切な利用施設を計画しました。

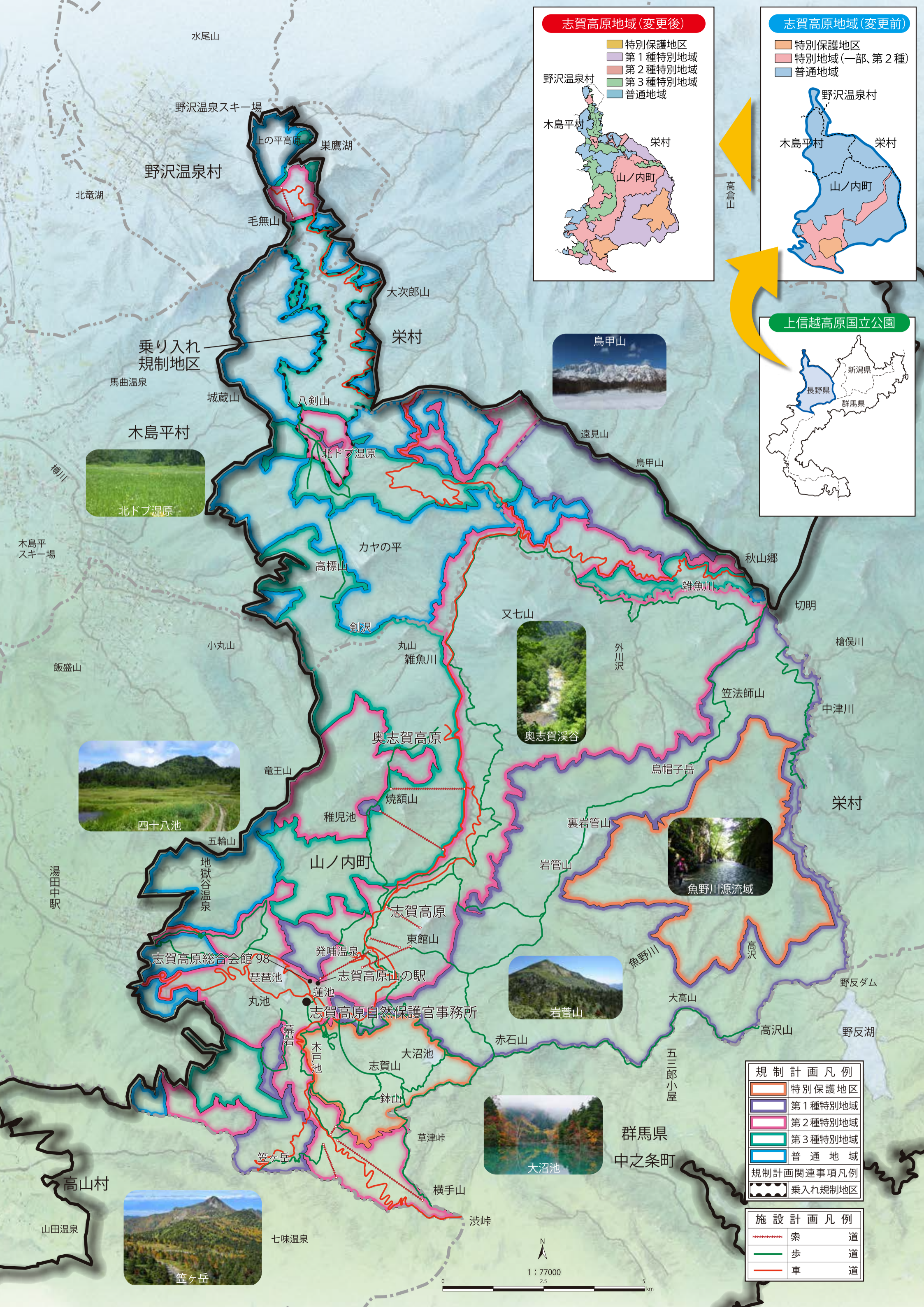
貴重な動植物の生息・生育が確認されている魚野川源流部やカヤの平の高層湿原などについて、優れた自然の風景とその基盤となっている豊かな生物多様性を守るために、保護規制を強化しました。また、グリーンシーズンのスキー場や高原地域の利用推進のため、索道や園地などの計画を見直しました。

環境省  
Ministry of the Environment

焼額山の児池







**志賀高原地域(変更後)**

- 特別保護地区
- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域
- 普通地域

野沢温泉村  
木島平村  
山ノ内町  
栄村

**志賀高原地域(変更前)**

- 特別保護地区
- 特別地域(一部、第2種)
- 普通地域

野沢温泉村  
木島平村  
山ノ内町  
栄村

**上信越高原国立公園**

新潟県  
長野県  
群馬県

**規制計画凡例**

	特別保護地区
	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	普通地域
	規制計画関連事項凡例
	乗入れ規制地区

**施設計画凡例**

	索道
	歩道
	車道

1 : 77000  
2.5 km